

令和2年度財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)結果

- 1 実施期間** 令和2年11月5日から12月11日まで
- 2 対象とした事項及び範囲** 平成31年度及び令和2年度
指定管理執行状況について
- 3 対象施設名**
- ①原山市民公園 …【担当課：都市計画課】
新宮地区まちづくり協議会
 - ②高山市水道施設 …【担当課：上水道課】
(株)高山管設備グループ
 - ③荘川の里 …【担当課：観光課】
(一財)荘川観光振興公社
 - ④高山市荘川福祉センター …【担当課：福祉課】
(社福)高山市社会福祉協議会
 - ⑤桜ヶ丘団地 …【担当課：建築住宅課】
すみれリビング株式会社
 - ⑥国府B&G海洋センター体育館…【担当課：スポーツ推進課】
ハマダスポーツ企画(株)
 - ⑦国府B&G海洋センタープール…【担当課：スポーツ推進課】
ハマダスポーツ企画(株)

4 着眼点

指定管理執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・指定管理者への指導監督は適正に行われているか
- ・業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか
- ・指定管理料(納入金)の支出(収入)の方法、時期、手続き等は適正か
- ・協定書(仕様書)に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか
- ・協定書に定められた報告書は適時に提出されているか
- ・施設管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか
- ・事業計画で定める管理目標は達成されているか

5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課及び指定管理者への質疑及び現地監査を実施した。

6 監査の結果

基本協定に係る施設の運営管理及び関連する事務事業については、概ね適正に執行されていた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

○原山市民公園

原山市民公園は、平成30年度末の協定期間満了に合わせて募集方法が非公募から公募となり、選考の結果、平成31年度から指定管理者が交代し、新宮地区まちづくり協議会となった。

指定管理者は、当公園内の食堂を運営するNPO法人から使用料を徴収しているが、その積算は、高山市都市公園条例第11条に基づく「販売行為を行う場合1人1日200円」を適用し、「営業日1日当たり従業員数3人」として慣例的に行われている。食堂は年間を通じて継続的に営業しており、同条例別表で定める行為とは性質が異なるため、この算出方法を適用することが適切か検討されたい。

また、平成31年度に指定管理者が行った自主事業の収支差引額がマイナスとなっていたが、当該事業は新宮地区まちづくり協議会の年間事業計画の一部であることから、同協議会が負担した財源を自主事業の収入に計上すべきであった。担当課は、事業報告の内容を十分に精査し、指定管理者を適切に指導されたい。

○高山市水道施設

高山市水道施設は、公募による選考の結果、平成31年度から令和5年度まで、前期間と同一の指定管理者が受託している。

水道は、市民が安全で健康的な日常生活を営む上で不可欠なライフラインである。

市は、平成31年度から水質検査など指定管理業務の範囲を大幅に拡大したが、施設全体を管理監督すべき立場にあることに変わりはない。専門的な知識・技能の低下をきたすことのないよう、引き続き人材育成に努められたい。

○荘川の里

荘川の里は、非公募により平成31年度から令和5年度まで、前期間と同一の指定管理者が受託している。

当施設は、高山市観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則に規定がないにもかかわらず、長年にわたって慣例的に毎週水曜日を休館日としていた。

実態に合致した規則に改正されたい。

○国府B & G海洋センター体育館、国府B & G海洋センタープール

国府B & G海洋センター体育館及びプールは、公募による選考の結果、平成31年度から令和5年度まで、前期間と同一の指定管理者が受託している。

指定管理者は、国府地区の他の体育施設とともに計4施設を管理しており、各施設の会計業務は指定管理者の本社で行っている。

これら4施設に係る本社経費を一括して体育館の管理費に計上しているが、適切な会計処理とは言えず、今後は各管理施設に按分して計上されたい。

また、自主事業として「かなづち水泳教室」を実施したとの報告があり、収支決算も自主事業に計上されていた。この事業については仕様書に明記されており、自主事業には該当しないことから、指定管理業務で決算処理すべきであった。担当課は、事業報告の内容精査を十分に行い、指定管理者を適切に指導されたい。

◎各施設共通事項

・協定書の記載誤りについて

指定管理者と市が締結した協定書において、記載誤りが2か所あった。原山市民公園では、平成31年度協定書の文中、「原山市民公園、松倉シンボル広場の管理」とすべきところを「城山公園の管理」と記載されていた。また、高山市水道施設では、変更協定書文中の基本協定書の締結日が誤っていた。

今後は、市と指定管理者双方が確実に確認した上で締結されたい。

・モニタリング調査の実施について

今回の監査対象のうち、利用者に対するアンケートが未実施の施設があったほか、実施率が極端に低い施設や、調査対象を施設見学者や使用許可申請者に限定していた施設も見受けられた。

基本協定第25条では、「指定管理者は、利用者からの評価等を適切に把握するため、モニタリング等で利用者満足度調査を実施し報告する」と定めており、担当課は、調査の実施について適切に指導されたい。

・収入の計上方法について

売上収入がある施設において、収支決算状況報告の使用料収入に入場料と売店売り上げが一括計上されていた。売店等売り上げは使用料収入と別に計上すべきであり、報告様式について収入項目を増やすなど、収入の計上方法を検討されたい。

・利用実績の評価について

利用実績の評価について、やむを得ない要因によって前年度より低くなった場合でも、自動計算のまま「e」評価となっていた。実情を考慮した評価とされたい。

む す び

市では、現在 243 施設に指定管理者制度を導入している。前年度から今年度にかけては、暖冬による雪不足や新型コロナウイルス感染症等により、利用者の減少や施設の休止など、施設運営に大きな影響を及ぼした。これらについては、基本協定第 16 条リスク分担で定める「不可抗力」に該当する扱いとし、年度協定を変更するなどの対応が取られた。

市は、このような非常事態や今後も多様化する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、指定管理者がさらなるサービス向上を図れるよう、より一層適正な管理運営に努められたい。